

平成19年第1回

福島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成19年3月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

1	召集告示	1
2	召集年月日	3
3	召集の場所	3
4	会議の時刻	3
5	応招議員	3
6	不応招議員	3
7	出席議員	3
8	欠席議員	3
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
10	議事日程	3
11	本日の会議に付した事件	4
12	臨時議長の指名	5
13	会議の経過	5
(1)	開会の宣告	5
(2)	仮議席の指定	5
(3)	招集者あいさつ	5
(4)	選挙第1号	6
(5)	議長あいさつ	6
(6)	発議第1号の上程、説明、採決	7
(7)	議席の指定	7
(8)	会議録署名議員の指名	7
(9)	会期の決定	7
(10)	選挙第2号	7
(11)	副議長あいさつ	8
(12)	発議第2号の上程、説明、採決	8
(13)	承認第1号から第5号の上程、説明	9
(14)	承認第1号、第3号、第4号、第5号の質疑	12
(15)	承認第2号の質疑	12
(16)	承認第1号から第5号の討論、採決	12
(17)	議案第1号から第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
(18)	議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
(19)	議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
(20)	議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
(21)	同意第1号の上程、説明、採決	22
(22)	同意第2号の上程、説明、採決	22
(23)	選挙第3号	23
(24)	閉会の宣告	24

平成19年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成19年福島県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会は、3月28日福島テルサに招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 原 正夫君	2番 櫛田一男君	3番 白井英男君
4番 仁志田昇司君	5番 竹内昷俊君	6番 小林日出夫君
7番 鈴木義孝君	8番 菅野典雄君	9番 斎藤朝興君
10番 佐藤義之君	11番 河内幸夫君	12番 市川清純君
13番 高橋宣博君	14番 鈴木 征君	15番 折笠三吉君
16番 新妻一浩君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

4番 仁志田昇司君

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 説明のため出席した者は、次のとおりである。

広域連合長	瀬戸孝則君	副広域連合長	古川道郎君
選挙管理委員	斎藤 廣君	選挙管理委員	鬼満悦夫君
選挙管理委員	玉手正平君	選挙管理委員	大内金一君
監査委員	新保勝也君	監査委員	市川清純君
会計管理者	梅津 裕君		

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 篠木 栄君 事務局次長 小川 武君

7. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1	仮議席の指定
日程第 2	選挙第1号 議長の選挙について
日程第 3	発議第1号 福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定 について

日程第 4	議席の指定	
日程第 5	会議録署名議員の指名	
日程第 6	会期の決定	
日程第 7	選挙第 2号	副議長の選挙について
日程第 8	発議第 2号	福島県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について
日程第 9	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて 専決第1号 福島県後期高齢者医療広域連合の休日 を定める条例ほか12件の条例について
	承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 平成18年度福島県後期高齢者医療 広域連合一般会計予算
	承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて 専決第3号 公平委員会の事務の委託について
	承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて 専決第4号 福島県市町村総合事務組合への加入 について
	承認第 5号	専決処分の承認を求めることについて 専決第5号 福島県市町村総合事務組合を組織す る地方公共団体の数の増加及び同組 合の規約の変更について
日程第 10	議案第 1号	福島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例 の制定について
	議案第 2号	福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制 定について
	議案第 3号	福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制 定について
	議案第 4号	福島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情 報保護審査会条例の制定について
	議案第 5号	福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 の制定について
	議案第 6号	福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営棟 の状況の公表に関する条例の制定について
	議案第 7号	福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業党 に関する条例の制定について
	議案第 8号	福島県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成 及び公表に関する条例の制定について

- 議案第 9 号 福島県後期高齢者医療広域連合議会の議決に伏すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 議案第 10 号 平成 18 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 11 号 平成 19 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 12 号 指定金融機関の指定について
- 日程第 11 号 同意第 1 号 副広域連合長の選任同意について
- 日程第 12 号 同意第 2 号 監査委員の選任同意について
- 日程第 13 号 選挙第 3 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

会 議 の 経 過

事務局長（篠木 栄君） 事務局長の篠木でございます。

本臨時会は、選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の榎田一男議員をご紹介します。榎田一男議員、議長席へご着席願います。

（榎田一男議員 議長席に着席）

臨時議長（榎田一男君） ただいまご紹介をいただきました年長組の榎田一男でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま出席議員が15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回福島県後期高齢者医療広域連合臨時会を開会いたします。

この際ご報告いたします。4番仁志田議員より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。（ 時 分）

◇

◇

◇

臨時議長（榎田一男君） 日程第1，仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席としますが、いかがですか。

（「異議なし」という声あり）

臨時議長（榎田一男君） それでは、そのようにいたします。

◇

◇

◇

臨時議長（榎田一男君） ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。

広域連合長（瀬戸孝則君） 先ほどの協議会、誠にご苦労さまでございました。

所変えまして、当広域連合の議会臨時会を開催いたしたいと思っております。お揃いでご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、2月1日をもって福島県後期高齢者医療広域連合が県内のすべての市町村により設立されましたこと、構成市町村及び構成市町村議会のご理解、ご支援の賜と衷心より御礼を申し上げる次第でございます。

広域連合でございますが、今般の医療保険制度改革において、ご承知のように国民皆保険を堅持し、将来的に持続可能なものとしていくために創設されました新たな高齢者医療制度の担い手として、県内のすべての市町村を構成員として設立されたものでございます。この広域連合を適切に運営していくことは、医療保険制度改革において大きな意味を持つものと考えておるところでございます。

さて、本臨時会は、広域連合議会議員選挙後、初の議会であり、議会の構成にかかる事案等について十分協議を尽くし、それぞれ所要の成案を得るための会議であ

ると理解しております。また、本臨時会におきましては、平成19年2月1日付にて専決処分いたしました案件のほかに、今後の広域連合の運営に必要な議案等を提案しております。十分にご審議のうえ、ご承認、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、議会招集でのあいさつといたします。ありがとうございました。

◇ ◇ ◇

臨時議長（櫛田一男君） 日程第2，議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

臨時議長（櫛田一男君） 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長が指名することといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

臨時議長（櫛田一男君） 異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

福島県後期高齢者医療広域連合会議長に河内幸夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました河内幸夫君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

臨時議長（櫛田一男君） 異議なしと認めます。

よって、河内幸夫君が福島県後期高齢者医療広域連合会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました河内幸夫君が議場におられますので、当選を告知いたします。

河内幸夫議長、前方の演壇へ登壇願います。

議長（河内幸夫君） ただいま議長に選出を賜りました河内幸夫でございます。

なにぶん浅学非才でございます。また、今連合長のごあいさつにもございましたように、大変に大事な制度の移行でございます。私としても十分議長職を全うしてまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご協力、ご支援、ご指導の程をお願いを申し上げまして、議長就任のあいさつに代えます。よろしくお願いいたします。

臨時議長（櫛田一男君） 以上で私の臨時議長の職務を終わります。ご協力に感謝を申し上げます。

河内幸夫議長は、議長席にお着き願います。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） それでは、引き続き会議を進めます。

お手もとに配付しておりますとおり、本日の日程に議事日程第1号の追加1を追加したいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。

本日の日程に議事日程第1号の追加1を追加いたします。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） それでは、日程第3，発議第1号「福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

10番（佐藤義之君） この度、福島県後期高齢者医療広域連合が設立されました。

住民の負託に応え、広域連合議会の円滑な運営を図るために、地方自治法第120条の規定に基づき福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則を定めるものがあります。なにとぞ皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（河内幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

なお、本案に関しては、質疑と討論を省略し直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。

本案の質疑と討論は省略し、これより発議第1号「福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号「福島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） 次に、日程第4，議席の指定を議題といたします。

議席は、お手もとに配付しております議席表のとおり指定いたします。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） 次に、日程第5，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員に、9番齋藤朝興君及び13番高橋宣博君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） 次に、日程第6，会期の決定を議題といたします。

今議会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手もとに配付のとおりにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたします。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） 日程第7，副議長の選挙についてを議題とし、選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

それでは、お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名いたします。

福島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、折笠三吉君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました折笠三吉君を福島県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、折笠三吉君が福島県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された折笠三吉君が議場におられますので、当選を告知いたします。折笠三吉副議長、前方の演壇へ登壇願います。

副議長（折笠三吉君） ただいま皆様方のご推挙によりまして副議長を仰せつかりました折笠でございます。

これからは、議長を補佐し、円滑な議会が図られますよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお祈りをいたします。

議長（河内幸夫君） ありがとうございます。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） 次に、日程第8，発議第2号「福島県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

14番鈴木征君。

14番（鈴木 征君） 提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合議会に事務局を置きたいので、この案を提出するものであります。以上であります。

議長（河内幸夫君） 提案理由の説明が終わりました。

なお、本件に関しては質疑と討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異

議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。

本案の質疑と討論は省略し、これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。

よって、「福島県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

議長(河内幸夫君) 次に、日程第9、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」まで以上5件を一括議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長(瀬戸孝則君) それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の1ページでございますけれども、承認第1号、専決第1号「福島県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例ほか12件の条例について」、議案書の49ページでございますけれども、承認第2号、専決第2号「平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、議案書の61ページでございますが、承認第3号、専決第3号「公平委員会の事務の委託について」、議案書の63ページでございますが、承認第4号、専決第4号「福島県市町村総合事務組合への加入について」、続いて議案書の65ページでございます。承認第5号、専決第5号「福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び同組合の規約の変更について」、以上であります。

平成19年2月1日に広域連合が設立したことに伴い、地方自治体としての最低限の条例、予算等を定める必要がありました。議会を招集することができなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。それぞれの内容につきましては事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(河内幸夫君) 提案理由の説明が終わりましたので、続いて事務局長より説明願います。

事務局長(篠木 栄君) それでは、ただいまの承認第1号から第5号につきまして説明させていただきます。議案説明資料A4横のものをお開き願いたいと思います。

この議案説明資料におきましては、条例の内容につきましては、県及び構成市町村の条例に準拠して作成してございます。なお、提出しました条例のうち、職員に関連するものにつきましては、プロパー職員に適用するものでございまして、派遣職員につきましては、派遣元の規定を適用するものでございます。

それでは、1 ページの承認第 1 号でございます。条例第 1 号から条例第 1 3 号まででございます。まず、条例第 1 号、福島県後期高齢者医療広域連合の休日定める条例でございます。これは広域連合の休日について必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例第 2 号、福島県後期高齢者医療広域連合公告式条例でございますが、これは地方自治法第 1 6 条の規定に基づき、広域連合の条例等の交付に関し必要な事項を定めるものでございます。条例及び規則につきましては、福島県自治会館前の掲示場に掲示して行うものでございます。

次に、条例第 3 号、福島県後期高齢者医療広域連合監査委員条例でございます。これは、監査委員に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例第 4 号、福島県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例でございますが、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるために事務局を設置することについて必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例第 5 号でございますが、福島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例でございます。広域連合の職員の定数に関し必要な事項を規定してございます。事務局の職員定数でございますが、広域連合長の事務部局が 2 4 人、1 9 年度につきましては 1 9 名、2 0 年度から 2 4 人体制となるものでございます。次に②でございますが、議会の事務部局 8 人、③が選挙管理委員会の事務部局が 8 人、監査委員の事務部局が 8 人となっております。こちら②から④まで 8 人となっておりますが、事務局長、次長、総務課職員の兼務となるものでございます。

次に、2 ページをお開き願いたいと思います。条例第 6 号でございますが、福島県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例でございます。職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものでございます。

条例第 7 号でございますが、福島県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例でございます。職員の懲戒の手續及び効果に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例第 8 号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例第 9 号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。職員の勤務時間、休日及び休暇に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、3 ページをお開き願いたいと思います。条例第 1 0 号でございますが、福島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例でございます。広域連合の特別職の職員等にかかる報酬及び費用弁償並びに旅費について、必要な事項を定めるものでございます。報酬については、記載のとおりでございます。

次に、条例第11号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例でございます。職員の給料及び手当に関して、必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例第12号、福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例でございます。職員等の旅費について必要な事項を定めてございます。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。条例第13号、福島県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例でございます。長期継続契約に関し、必要な事項を定めてございます。長期継続契約できる契約といたしまして、①に電子計算機を借り入れる契約、その他商習慣上契約期間を複数年にすることとされている契約、広域連合におきましては、財務会計システムとコピー機のリース契約が該当するものでございます。②といたしましては、庁舎の管理にかかる業務委託契約、その他の年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約となっております。

ここまでが承認第1号でございます。

次に、承認第2号につきましては、後ほど説明いたします。

承認第3号に移らせていただきます。公平委員会の事務の委託について。公平委員会の事務について効率的な運用を図るため、福島県に公平委員会の事務を委託してございます。

次に、承認第4号でございますが、福島県市町村総合事務組合への加入についてということで、広域連合の議員その他の非常勤職員の福祉の向上を図るため、広域連合の議員その他非常勤の職員の公務上又は通勤による災害に対する補償事務を共同処理するため、福島県市町村総合事務組合へ加入するものでございます。

次に、承認第5号でございますが、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の変更についてでございますが、福島県市町村総合事務組合に加入することに伴い、同組合の規約を変更するためでございます。市町村議会において議決いただいております。

次に、承認第2号をご説明いたします。議案書の51ページをお開き願います。平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算でございます。まず51ページ第1表歳入歳出予算、歳入でございますが、1款諸収入1,414万2,000円、歳入合計も1,414万2,000円、歳出1款議会費が42万3,000円、2款総務費が1,271万8,000円、3款予備費が100万1,000円となっております。歳出合計が1,414万2,000円でございます。

次に、52ページをお開き願いたいと思います。第2表歳入歳出予算事項別明細書1総括でございますが、前年度との比較を記載しておりますので、前年度はゼロですので純増1,414万2,000円の純増となっております。

次に53ページ、こちらから詳細を説明申し上げます。2歳入でございます。まず第1款諸収入第1項雑入でございますが、1目雑入1,414万2,000円、こちらは18年度につきましては、財団法人福島県市町村振興協会からの交付金で運営するものでございます。次に54ページをお開き願いたいと思います。3歳出第1款議会費でございますが、第1項議会費、1目議会費でございますが、42万3,

000円でございます。こちらにつきましては、議員報酬と議会を1回開催するための費用でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、1,252万9,000円、主なものにつきましては、3節の職員手当229万6,000円、こちらは通勤手当と時間外勤務手当となっております。11節需用費226万5,000円、こちらは消耗品費、食料費、印刷製本費、修繕料等となっております。次に、第19節負担金補助及び交付金でございますが、644万7,000円、こちらの主なものは派遣職員の人件費でございます。18年度は5人分を計上してございます。次に、2目でございますが、会計管理費でございます。4万円、こちら公金振込手数料となっております。銀行振り込みの手数料でございますが、こちら19年度からは指定金融機関との契約により無料となる予定でございます。1項総務管理費の合計が1,256万9,000円でございます。次に、56ページをお開き願いたいと思います。第2項の選挙費でございますが、1目選挙管理委員会費10万3,000円となっております。こちらは、選挙管理委員報酬と1回開催するための費用でございます。次に、第3項監査委員費、1目監査委員費でございますが、4万6,000円でございます。これは、監査委員報酬と1回集まっていただく費用でございます。次に57ページ、第3款予備費でございますが、1目予備費は100万1,000円を計上してございます。

次に、58ページをお開き願いたいと思います。給与費明細書でございます。1特別職でございますが、本年度につきましては、長等につきましては2人、議員につきましては16人、その他の特別職6人といたしまして、合計24人、合計金額が8万9,000円となっております。前年度はゼロでございます。次に59ページ、2一般職でございますが、(1)総括でございます。本年度の職員数5人でございます。前年度ゼロでございます。合計金額が229万9,000円でございます。職員手当の内訳は、本年度通勤手当7万4,000円、時間外勤務手当222万2,000円、合計229万6,000円でございます。次に60ページでございますが、給料及び職員手当の増減額の明細でございます。職員手当229万6,000円の増、これは組織発足によるものでございますので、純増でございます。

以上が承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」、平成18年度一般会計予算の説明でございます。なお、後ほど議案第10号で補正予算を提案しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（河内幸夫君） それでは、各議案に対する質疑を行います。

質疑は、承認第1号、承認第3号、承認第4号、承認第5号については、広域連合の構成市町村である県内自治体の条例とほとんど同じ内容であり、また時間の都合もありますので、まず承認第1号、承認第3号、承認第4号、承認第5号を一括して行い、次に承認第2号を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。

まず、承認第1号、承認第3号、承認第4号、承認第5号を一括して質疑を行い

ます。なお、質疑の際は、承認番号と質疑箇所のページをお示しください。ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって承認第1号、承認第3号、承認第4号、承認第5号に対する質疑を終結いたします。

次に、承認第2号に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって承認第2号に対する質疑を集結いたします。

これより各承認ごとに順次討論、採決を行います。

まず、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結、採決いたします。

承認第1号は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なしと認め、承認第1号は承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

議長(河内幸夫君) 次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」、討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結、採決いたします。

承認第2号は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、承認第2号は承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

議長(河内幸夫君) 次に、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第3号は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、承認第3号は承認することに決しました。

◇ ◇ ◇

議長(河内幸夫君) 次に、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第4号は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、承認第4号は承認することに決しました。

◇

◇

◇

議長(河内幸夫君) 次に、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

承認第5号は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、承認第5号は承認することに決しました。

◇

◇

◇

議長(河内幸夫君) 次に、日程第10、議案第1号から議案第9号までの以上9件を一括議題といたします。

提案理由について、広域連合長の説明を求めます。

広域連合長(瀬戸孝則君) 議案第1号から議案第9号までをご説明申し上げます。

議案書の67ページ、議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例の制定について」、議案書の69ページであります。議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について」、議案書の79ページであります。議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について」、議案書の87ページであります。議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合情報公開個人情報保護審査条例の制定について」、議案書の91ページであります。議案第5号「福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について」、議案書の103ページ、議案第6号「福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」、議案書の107ページ、議案第7号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について」、議案書の111ページ、議案第8号「福島県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について」、議案書の113ページ、議案第9号「福島県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」であります。

いずれも地方自治体として必要な条例などがございます。本会議に条例を提出するところでございます。それぞれの内容につきましては、事務局長より説明いたさせていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長(河内幸夫君) 続いて、事務局長の説明を求めます。

事務局長(篠木 栄君) それでは、議案第1号から第9号までご説明させていただきます。先ほどの議案説明資料A4横のものをお願いしたいと思います。

4ページでございます。4ページの一番下の項目でございますが、議案第1号、福島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例、広域連合の議会の開催について必要な事項を定めるものでございます。定例会年2回でございます。7月、2月を

予定してございます。

次に5ページでございますが、議案第2号、福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例でございます。行政手続法に基づき処分、行政指導及び届出に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第3号、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例でございます。住民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、情報公開の総合的な推進に必要な事項について定めるものでございます。

次に、議案第4号、福島県後期高齢者医療広域連合情報公開個人情報保護審査会条例でございます。情報公開及び個人情報の適正な運用を図るため審査会を置くことについて、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第5号、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例でございます。広域連合が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第6号、福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、こちらは地方公務員法に基づき人事行政等の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。議案第7号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例でございます。職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第8号、福島県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例でございますが、財政状況の作成及び公表に関し、必要な事項を定めるものでございます。公表の期日は、5月及び11月に半期ごとの財政の概況を公表する予定でございます。

次に、議案第9号、福島県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例でございます。これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関して、必要な事項を定めるものでございます。議決を要する事項といたしまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負い、それから、議決を要する財産の取得及び処分、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売り払い、土地については1件5,000平方メートル以上という内容でございます。

以上が、議案第1号から第9号までの説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（河内幸夫君） それでは、各議案に対する質疑を行います。

質疑は、議案第1号から議案第9号を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認め、議案第1号から議案第9号を一括して質疑を行います。

なお、質疑の際は、議案番号と質疑箇所のページをお示し願います。ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって議案第1号から議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに順次討論、採決を行います。

まず、議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会条例の制定について」に対する討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号は、これを原案どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、議案第1号は原案どおり可決されました。

◇ ◇ ◇

議長(河内幸夫君) 次に、議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定について」に対する討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号は、これを原案どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。

◇ ◇ ◇

議長(河内幸夫君) 次に、議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定について」に対する討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号は、これを原案どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。

◇ ◇ ◇

議長(河内幸夫君) 次に、議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合情報公開個人情報保護審査会条例の制定について」に対する討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号は、これを原案どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） 次に、議案第5号「福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定について」に対する討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号は、これを原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） 次に、議案第6号「福島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について」に対する討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号は、これを原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） 次に、議案第7号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定について」に対する討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号は、これを原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） 次に、議案第8号「福島県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について」に対する討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第8号は、これを原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。

◇ ◇ ◇

議長（河内幸夫君） 次に、議案第9号「福島県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について」に対する討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第9号は、これを原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。

◇ ◇ ◇

議長(河内幸夫君) 次に、議案第10号「平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長(瀬戸孝則君) 議案書その2の1ページをお開きください。

議案第10号「平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」でございますが、平成18年度当初予算に対し減額補正する必要が生じたので、本会議に一般会計補正予算を提出するものでございます。

内容につきまして事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(河内幸夫君) 続いて、事務局長より説明を求めます。

事務局長(篠木 栄君) それでは、議案第10号「平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」の説明を申し上げます。

ただいまの議案その2の3ページをお開き願いたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正でございます。1歳入、1款諸収入、補正前の額1,414万2,000円、補正額630万7,000円の減額でございます。補正後の額783万5,000円でございます。歳入合計は同額でございます。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。2番歳出でございますが、1款議会費、補正前の額42万3,000円、補正額11万4,000円の減でございます。補正後の額が30万9,000円となっております。2款総務費の補正前の額1,271万8,000円、補正額が529万2,000円の減でございます。補正後の額が742万6,000円となっております。3款予備費でございますが、補正前の額が100万1,000円、補正額が90万1,000円の減でございます。補正後の額が10万円となっております。そういったしまして、歳出合計が補正前の額1,414万2,000円、補正額が630万7,000円の減でございます。補正後の額は783万5,000円でございます。

次に、5ページから7ページにつきましては、同じような内容ですので省略させていただいて、8ページをお開き願いたいと思います。8ページから詳細をご説明いたします。2歳入でございますが、1款諸収入、補正前の額1,414万2,000円、補正額630万7,000円の減でございます。補正後の額が783万5,000円、こちらは18年度予算、すなわち19年の2月から3月分の予算でございますが、こちらの歳入は財団法人福島県市町村振興協会からの交付金により運営するものでございます。歳入の見込みによりまして630万7,000円を減額補正いたしますので、交付金についても減するものでございます。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。3番歳出で、補正減となりました主なものをご説明いたします。まず1款議会費でございますが、補正前の額42

万3,000円、補正額が11万4,000円の減でございます。補正後の額が30万9,000円、こちらは節減に努めたための減でございます。それから、次に2款総務費でございますが、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、補正前の額が1,252万9,000円、補正額が516万7,000円の減、補正後の額が736万2,000円となっております。こちらの主なものは、3節の職員手当等229万6,000円の減、それと19節の負担金補助及び交付金、こちらは職員手当等を除く人件費でございます。こちらは98万2,000円の減となっております。この3節と19節につきましては、人件費に関係するものでございますが、まず設立準備委員会段階におきましては、市町村と県からの派遣職員6名を予定してございましたが、4名の派遣でございました。2月1日設立時には、増員の可能性として5名分の予算を計上しましたが、結果として4名のままでございましたので補正減するものでございます。なお、職員手当等229万6,000円につきましては通勤手当、時間外勤務手当でございますが、派遣元市町村と調整の結果、すべて派遣元で立替払いしていただくことに調整ができましたので、負担金の方から時間外手当等は支出してございます。その他として、需用費等も節減に努めたものでございます。それから、第2項の選挙費でございますが、補正前の額10万3,000円、補正額が8万8,000円の減、補正後の額が1万5,000円となっております。3項の監査委員費、こちらは補正前の額4万6,000円、補正額が3万7,000円の減、補正後の額が9,000円となっております。こちらの選挙費と監査委員費につきましては、19年4月1日選任とするということから18年度においては支出しなかったものでございます。次に、3款予備費でございますが、補正前の額100万1,000円、補正額が90万1,000円の減、補正後の額が10万円となっております。こちらは、予算内に収まったことにより補正減するものでございます。

次に、12ページをお開き願いたいと思います。補正予算給与費明細書でございます。1特別職でございますが、補正後のその他の特別職のところゼロとなっております。補正前は、その他の特別職のところ6となっております。こちら、選挙管理委員4名、監査委員2名につきまして4月1日から選任することにより減するものでございます。次に、13ページ一般職でございますが、まず総括でございます。補正後の職員数4名に対しまして補正前は5名でございましたので、1名の減をしてございます。額といたしましては229万6,000円の減となっております。

以上が、議案第10号「平成18年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（河内幸夫君） それでは、説明が終わりましたので、議案第10号に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければ、これをもって議案第10号に対する質疑を終結いたし

ます。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第10号は、これを原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

議長(河内幸夫君) 次に、議案第11号「平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一派会計予算」を議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長(瀬戸孝則君) 議案書その2の15ページをお開きください。

議案第11号「平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、広域連合の運営に必要な一般会計予算について定めるものでございます。内容につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長(河内幸夫君) 事務局長より議案の説明を求めます。

事務局長(篠木 栄君) それでは、議案第11号「平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。

議案その2の17ページをお開き願いたいと思います。第1表歳入歳出予算でございます。1歳入でございます。1款分担金及び負担金6億3,570万6,000円、2款国庫支出金1,000円、3款県支出金1,000円、4款財産収入51万9,000円、5款繰越金1,000円、6款諸収入1万4,000円、歳入合計が6億3,624万2,000円となっております。

次に、18ページをお開き願いたいと思います。2番の歳出でございます。1款議会費139万8,000円、2款総務費1億9,863万7,000円、3款民生費4億2,820万7,000円、4款予備費800万円でございます。歳出合計が6億3,624万2,000円を計上してございます。

次に、19ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書でございます。1総括、歳入でございますが、歳出合計をご覧いただきたいと思います。本年度予算額6億3,624万2,000円に対しまして、前年度予算額1,414万2,000円でございますので、6億2,210万円の増でございます。

次に、20ページをお開き願いたいと思います。歳出でございますが、歳出合計をご覧いただきたいと思います。本年度予算額6億3,624万2,000円に対しまして前年度予算額1,414万2,000円でございますので、比較いたしまして6億2,210万円の増でございます。

次に、22ページをお開き願いたいと思います。22ページから詳細を説明させていただきます。2番の歳入でございます。1款分担金及び負担金6億3,570万

6,000円、こちらは市町村からの共通経費負担金でございます。2款国庫支出金、こちらは1,000円、存目計上でございます。3款県支出金1,000円、こちら存目計上でございます。4款財産収入51万9,000円、こちらは借り上げ公舎の入居料でございます。後ほど歳出でご説明申し上げます。5款繰越金1,000円、こちら存目計上でございます。6款諸収入1万4,000円、こちら主なものは、臨時職員の雇用保険被用者負担分となっております。

次に、24ページをお開き願います。3歳出でございます。1款議会費、本年度139万8,000円、こちら議員報酬16人分と、その他議会開催3回分の経費となっております。2款総務費1億9,863万7,000円でございます。このうち1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、1億9,749万2,000円となっております。主なものといたしましては、1報酬が22万5,000円となっております。こちらは広域連合長、副広域連合長の報酬と情報公開、個人情報保護審査委員報酬5人分ということになってございます。7節賃金でございますが、340万2,000円、臨時職員2名を雇用予定でございます。それから、14節使用料及び賃借料1,024万1,000円、こちらは公舎借上料が742万5,000円を計上してございます。遠方から派遣される職員につきまして、県の規定に準じ負担を軽減するため予算化したものでございます。該当する職員が9名でございます。それから、財務会計システムの賃借料等でございますが、281万6,000円でございます。次に、26ページをお開き願いたいと思います。右上になりますが、19節負担金補助及び交付金1億7,288万2,000円でございます。こちら主なものは、派遣職員の人件費等負担金19人分でございます。19年度につきましては時間外手当もすべて含んでございます。19人の内訳といたしましては、市が11人、町村が5人、県が3人となっております。次に、2項選挙費でございますが、1目選挙管理委員会費9万2,000円となっております。こちら選挙管理委員報酬4人分と、その事務費でございます。次に、3項監査委員費でございますが、1目監査委員費31万円でございます。こちらは、監査委員報酬2人分と、その事務費でございます。次に、3款民生費でございます。こちらの民生費と申しますのは、業務関係の経費でございます。1目社会福祉総務費となっております。4億2,820万7,000円、こちらは右側のところで11節需用費1,570万6,000円となっております。こちら消耗品費が308万2,000円、こちらは主に被保険者証のカバー等も含んでございます。それから印刷製本費、こちらパンフレット作成が1,262万4,000円と計上してございます。夏ごろに被保険者への広報用のパンフレット作成を考えてございます。また、3月には被保険者証を発行いたしますので、そのとき同封いたしますパンフレット、それから窓開き封筒等の経費でございます。それから、13節委託料（以下不明）4億1,190万1,000円、これの主なものは、電算システム関係の委託料でございます。内訳といたしましては、機器の調達約2億5,000万円、これは市町村にサーバー、それから市町村の端末、プリンターを備えるものでございます。それから、システムの運

用につきまして約1億6,000万円ほどかかる予定でございます。それから、システムの構築設計につきましては、無償提供の予定でございます。それから、回線に要する経費につきましても保険者ネットワークを活用すればあまり経費がかからないというふうに考えてございます。次に、4款の予備費でございますが、800万円を計上してございます。こちら初めての予算ということで、800万円を計上させていただきました。

次に、28ページをお開き願いたいと思います。給与費明細書でございますが、1特別職でございます。本年度は長等2人、議員16人、その他の特別職11名、この11名の内訳は、選管4名、監査委員が2名、情報公開・個人情報保護審査委員が5名、合計29名でございます。金額合計が80万6,000円となっております。次に、29ページの一般職でございますが、本年度の職員数は19名を予定してございます。前年度が5名でしたので、14名の増を考えてございます。それから、職員手当等は負担金の方に計上しておりますので、職員手当等については本年度はゼロで計上させていただいております。それから、手当等につきましても職員手当229万6,000円となっておりますが、今申し上げましたとおり、説明のところで県、市、町及び村から参加されるすべての職員の給与が派遣元の団体から支給されることになるため、立替えの支給でございますが、広域連合としては科目が負担金としてそれぞれの派遣した市町村に支出するものでございます。

以上が議案第11号「平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の説明でございます。なお、適正な執行に努め、安定した財政運営を図ってまいります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（河内幸夫君） それでは、議案第11号に対する質疑を行います。

14番（鈴木 征君） 私、只見、雪深いところから3時間半かけて来たわけですが、19ページの負担金、分担金及び負担金でございます。ご承知のように国と地方の格差は大変なものがございます。また、県内においても福島、あるいは郡山、いわきの方から見れば、南会津の只見、そして檜枝岐あたりの670ぐらいの小さな村もあるわけですが、ここに均等割ではございますけれども、福島も只見も106万円が決まったことではございますけれども、3時間半もかけて来る只見のようなところは、しかも高齢化が進んで現在只見は39.8%とか40%近いわけですので、19年度分の決まったことに対しては反対するものではございません。今後、資料でしたか何かで見たことがありますけれども、県内でも全部を高齢者で2%ぐらいにしてやっているところも見た記憶がございます。この運営協議会の資料を見ますと、福島も只見も均等割同じなのかなということで、いささか均等割の10%は考えてほしいということだけ、ご要望だけ申し上げたいと思います。以上でございます。答弁は要りません。

議長（河内幸夫君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） なければ、これをもって議案第11号に対する質疑を終結いたし

ます。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第11号は、これを原案どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

◇

◇

◇

議長(河内幸夫君) 次に、議案第12号「指定金融機関の指定について」を議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長(瀬戸孝則君) 議案書その2の31ページをお開きください。

議案第12号「指定金融機関の指定について」でございますが、地方自治法第292条の規定により準用する同法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、福島県後期高齢者医療広域連合の公金の収納及び支払いの事務を取扱わせる金融機関として記載のとおり東邦銀行を指定したい旨、条例案を提出するものでございます。よろしくご審議ください。

議長(河内幸夫君) それでは、議案第12号に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって議案第12号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第12号は、これを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。

◇

◇

◇

議長(河内幸夫君) 次に、日程第11、同意第1号「副広域連合長の選任同意について」を議題といたします。

広域連合長の提案理由の説明を求めます。

広域連合長(瀬戸孝則君) 同意第1号「副広域連合長の選任同意について」でございますが、福島県後期高齢者医療広域連合が発足し、副広域連合長を選任するにあたりまして、古川道郎氏を適任と認め選任を行うものであります。よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長(河内幸夫君) これより同意第1号「副広域連合長の選任同意について」、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認め、採決いたします。

副広域連合長の選任については、原案のとおり川俣町長古川道郎君に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号「副広域連合長の選任同意について」は、同意することに決定しました。

◇

◇

◇

議長（河内幸夫君） 次に、日程第12、同意第2号「監査委員の選任同意について」を議題といたします。

広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長（瀬戸孝則君） 同意第2号「監査委員の選任同意について」でございますが、福島県後期高齢者医療広域連合が発足し、監査委員を選任するにあたりまして、識見者から新保勝也氏、議員からの選任として市川清純氏を適任と認め選任を行うものでございます。よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（河内幸夫君） これより同意第2号「監査委員の選任同意について」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認め、採決いたします。

まず、同意第2号中、市川清純君の監査委員選任についてを採決いたします。

この件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、市川清純君の退席を求めます。

（市川清純君 退席）

議長（河内幸夫君） これより採決を行います。

お諮りいたします。

同意第2号中、市川清純君の監査委員選任に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認め、市川清純君の監査委員選任に同意することに決しました。

市川清純君の入場を求めます。

（市川清純君 入場・着席）

議長（河内幸夫君） 次に、同意第2号中、新保勝也君の監査委員選任について採決いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

同意第2号中、新保勝也君の監査委員選任に同意することにご異議ございません

か。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認め、新保勝也君の監査委員選任に同意することに決しました。

よって、同意第2号「監査委員の選任同意について」は、同意することに決定しました。

◇

◇

◇

議長(河内幸夫君) 次に、日程第13, 選挙第3号「選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について」の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法としましては、地方自治法第118条の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

それでは、お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。選挙管理委員会の委員について、お手もとに配付しております名簿のとおり議長より指名をいたします。

斎藤廣君、鬼満悦夫君、玉手正平君、大内金一君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員会の委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました斎藤廣君、鬼満悦夫君、玉手正平君、大内金一君が選挙管理委員会の委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員の補充員について、お手もとに配付しております名簿のとおり議長より指名をいたします。

羽多野英一君、朝倉久勝君、高橋勝美君、後藤朋一君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員会委員の補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました羽多野英一君、朝倉久勝君、高橋勝美君、後藤朋一君が選挙管理委員会の補充員に当選されました。

なお、補充については、斎藤廣君の補充は羽多野英一君、鬼満悦夫君の補充は朝倉久勝君、玉手正平君の補充は高橋勝美君、大内金一君の補充は後藤朋一君とし、これにより難い場合は指名の順序といたします。

◇

◇

◇

議長（河内幸夫君） 以上をもちまして今臨時会に付議されました事件は全部終了いたしました。

これにて閉会といたします。ご苦労さまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年3月28日

福島県後期高齢者医療広域連合議会 臨時議長

同 議長

同 署名議員

同 署名議員